

千葉地方最低賃金審議会の意見に関する公示
千葉労働局一般公示第67号

令和7年10月17日千葉地方最低賃金審議会から千葉県鉄鋼業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、千葉県の区域内で鉄鋼業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和7年11月4日までに千葉労働局長あて（千葉市中央区中央4-11-1）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年10月17日

千葉労働局長 小山 英夫

記

千葉県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見の要旨

千葉県鉄鋼業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

千葉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,210円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日

異 議 申 出 書

令和 7 年10月17日貴殿が公示した千葉県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第15条第 3 項において準用する同法第11条第 2 項の規定により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容
異議の理由

令和 7 年 月 日

申 出 者
住 氏 所 名
_____ .

千 葉 労 働 局 長 殿